

添付法令資料 4 :

四輪以上の自動車産業に関する 2017 年 9 月 4 日付  
インドネシア共和国産業大臣令 No.34/M-IND/PER/9/2017 (目次)  
公布の日から 3 か月後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 四輪以上の自動車産業の発展 (第 2 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 コンプリート・ノックダウン自動車及びインコンプリート・ノックダウン自動車
  - 第 1 節 コンプリート・ノックダウン自動車 (第 10 条ないし第 18 条)
  - 第 2 節 インコンプリート・ノックダウン自動車 (第 19 条ないし第 29 条)
  - 第 3 節 インコンプリート・ノックダウン自動車から除外される部品 (第 30 条ないし第 34 条)
- 第 4 章 報告及び監督
  - 第 1 節 報告 (第 35 条)
  - 第 2 節 監督 (第 36 条及び第 37 条)
- 第 6 章 (原文ママ) 終則 (第 38 条ないし第 40 条)